

件名	児童福祉法施行条例
主管課	障害福祉課
根拠法令等	障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成22年12月10日公布・平成24年4月1日ほか施行）

【改正の概要】

児童福祉法の一部改正（平成24年4月1日施行）に伴い、これまで都道府県が支給決定等に係る処分の実施主体であった「障害児施設給付費」が「障害児入所給付費」と「障害児通所給付費」に区分され、このうち「障害児通所給付費」の支給決定等に係る処分の実施主体が都道府県から市町村へ移ることとなった。

これに伴い、市町村の障害児通所給付費等に係る処分に不服のある障害児の保護者は、都道府県知事に対して審査請求をすることができることとなった。

このため、児童福祉法に基づく過料に関する条例に加えて審査請求に関する条例を整備する必要があることから、児童福祉法第62条の6の規定に基づく過料に関する条例を全部改正し、児童福祉法施行条例を制定する。

児童福祉法第56条の5の5（新設）

市町村の障害児通所給付費又は特例障害児通所給付費に係る処分に不服がある障害児の保護者は、都道府県知事に対して審査請求をすることができる。

前項の審査請求については、障害者自立支援法第8章（第97条第1項を除く。）の規定を準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

施行日 平成24年4月1日

【その他参考事項】

児童福祉法改正等による障害児施設・事業の一元化イメージ

児童デイサービス（ ） （障害者自立支援法の事業）	（通所）	【市町村実施】 障害児通所支援 ・ 児童発達支援 ・ 医療型児童発達支援 ・ 放課後等デイサービス ・ 保育所等訪問支援
知的障害児通園施設		
難聴幼児通園施設		
肢体不自由児通園施設（医） 重症心身障害児（者）通園事業 （補助事業）		
知的障害児施設 第一種自閉症児施設（医） 第二種自閉症児施設	（入所）	【都道府県実施】 障害児入所支援 ・ 福祉型障害児入所施設 ・ 医療型障害児入所施設
盲児施設 ろうあ児施設		
肢体不自由児施設（医） 肢体不自由児療護施設		
重症心身障害児施設（医）		

（ ）は市町村実施事業、（医）は医療の提供を行っている施設